

地共推第 1274 号
令和 7 年 9 月 5 日

堺市自治連合協議会
校 区 代 表 者 様

堺市健康福祉局
生 活 福 祉 部 長

堺市バリアフリー基本構想（改定版）【深井地区版、泉ヶ丘地区版、榑・美木多地区版、
光明池地区版】（案）について

平素は、本市の健康福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、本市では、堺市バリアフリー基本構想（改定版）【深井地区版、泉ヶ丘地区版、
榑・美木多地区版、光明池地区版】の策定をめざして取組を進めております。
このたび、基本構想の改定案ができましたので、お知らせいたします。

記

1 基本構想改定の背景と目的

本市では、平成 13 年度から平成 15 年度にかけて、「堺市交通バリアフリー基本構想」を策定し、バリアフリー化に向けた取組を積極的に進めてきましたが、平成 18 年度にバリアフリー法が施行されたことを受け、平成 28 年 3 月に同法に対応した「堺市バリアフリー基本構想」を策定しました。

バリアフリー法の改正や整備目標時期の到来に加え、「堺市交通バリアフリー基本構想」における重点整備地区の評価・見直しを行うことで、順次「堺市バリアフリー基本構想」への一本化を図ることを目的として、令和 4 年度から改定に向けた取組を進めています。

令和 6 年 3 月には、「堺市バリアフリー基本構想（改定版）【中百舌鳥地区版】」を策定しました。現在は、堺市交通バリアフリー基本構想の重点整備地区である「深井地区、泉ヶ丘地区、榑・美木多地区、光明池地区」について評価・見直しを行い、これらの地区に係る改定版基本構想の策定に向けた取組を実施しています。

2 堺市バリアフリー基本構想（改定版）【深井地区版、泉ヶ丘地区版、榑・美木多地区版、光明池地区版】の概要

(1) バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定

- (2) 生活関連施設及び生活関連経路の選定
- (3) 整備項目、整備目標時期及び整備主体

3 今後のスケジュール

令和7年10月から パブリックコメント実施

令和8年2月 「堺市バリアフリー基本構想（改定版）【深井地区版、泉ヶ丘地区版、梅・美木多地区版、光明池地区版】」策定

(問合せ先)

堺市 健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課

(吉川、上甲、大丸)

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL (072) 228-0375 (直通)

FAX (072) 228-7853

堺市バリアフリー基本構想（改定版）【深井地区版】（概要）

I.整備対象地区の設定

1.バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定

交通バリアフリー法に基づく堺市交通バリアフリー基本構想において重点整備地区として定めた、「泉北高速鉄道深井駅周辺地区」を『深井地区』として改め、整備目標時期が到来していることや法改正により整備基準等が変化していること等を踏まえた見直しを行います。

2.生活関連施設及び生活関連経路の選定

(1) 生活関連施設の選定

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、公的施設、福祉施設その他の施設」のことであり、基本構想において生活関連施設として定めた施設は、バリアフリー化を図る必要があります。

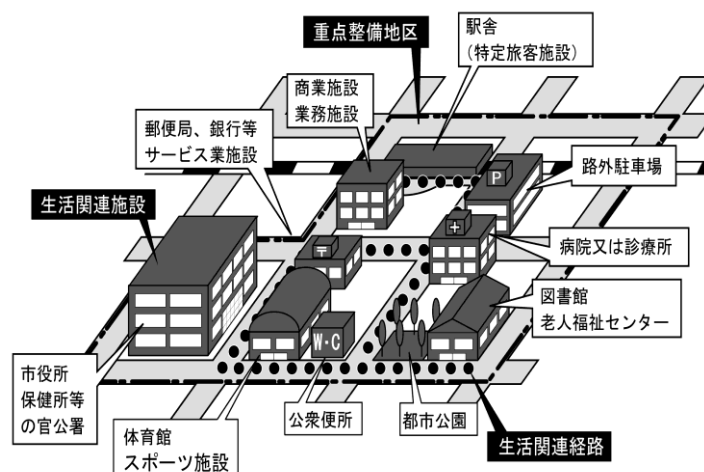
「深井地区」内やその周辺では、特定旅客施設であって中心的な生活関連施設である南海泉北線深井駅のほか、生活関連施設の用途に該当する公的施設や教育・文化施設、保健・医療施設等が複数所在していますが、中でも公共性の高い施設、施設規模がおおむね 2,000 ㎡以上である建築物、駐車場の用に供する部分（駐車マス）の面積が 500 ㎡以上の路外駐車場等を生活関連施設として選定します。

(2) 生活関連経路の選定

バリアフリー法において、生活関連経路は「生活関連施設相互間の経路」と定められています。

「深井地区」では、平成 13（2001）年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」で定めた特定経路や準特定経路を基に、生活関連施設の立地等を踏まえた経路の追加や削除等の検討を行い、それぞれ生活関連経路、準生活関連経路として改めて定めます。

なお、準生活関連経路は、歩道の無い道路や適切な歩道空間の確保ができない道路、道路以外の経路（施設内通路）において設定するものとし、自動車交通の速度抑制策の実施等の安全策を中心に実施する経路とします。

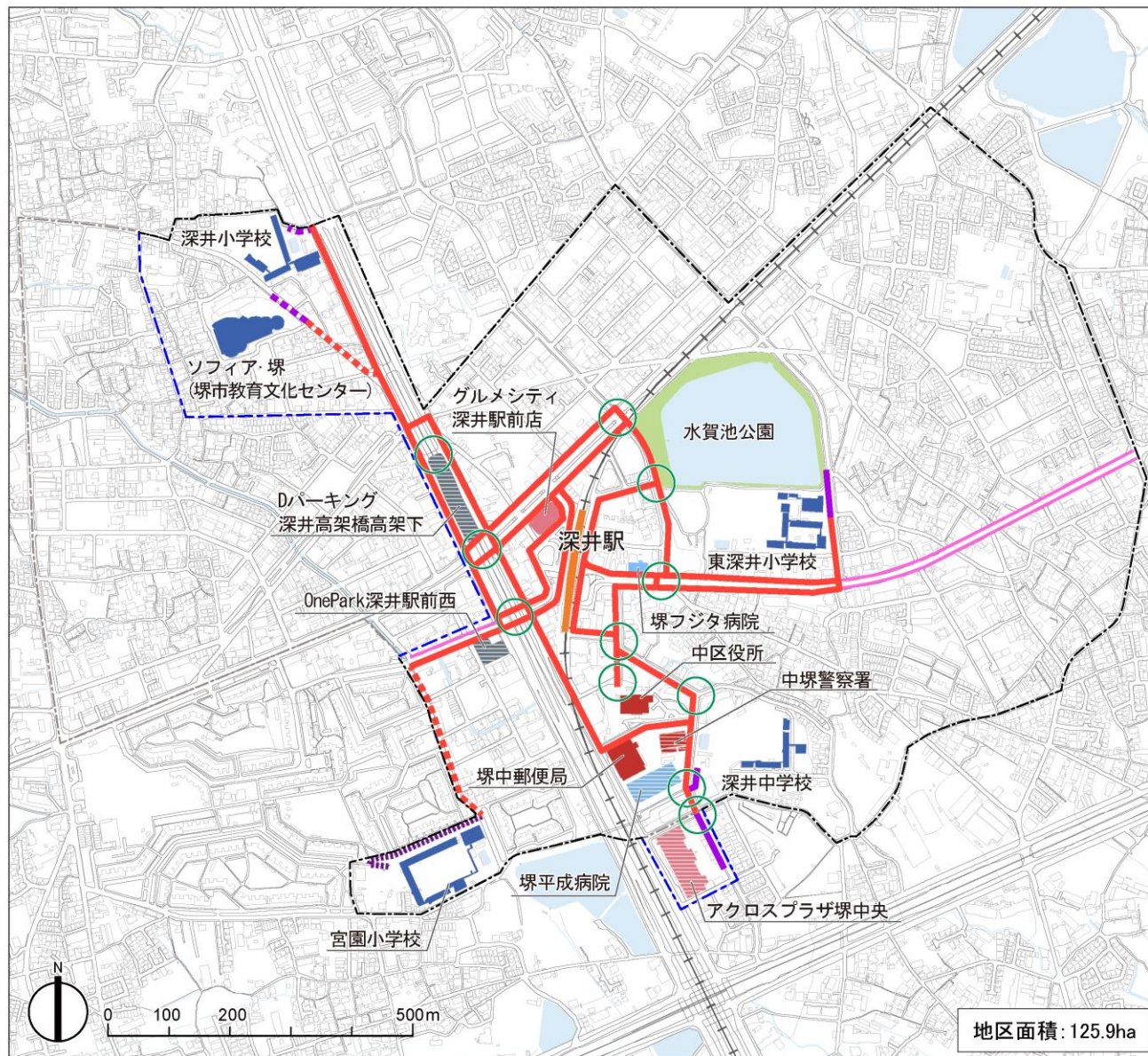


【重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路のイメージ図】

3.重点整備地区の設定

「深井地区」における重点整備地区は、平成 13（2001）年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」で定めた重点整備地区を基に、生活関連施設の立地を踏まえ、一部地域を見直します。

【深井重点整備地区】



凡例

- 重点整備地区
- 生活関連経路
- 準生活関連経路

新規

- 重点整備地区
- 生活関連経路
- 準生活関連経路
- 準生活関連経路(施設内通路)

交通バリアフリー基本構想

- 特定経路

信号・交差点、交通規制

- 信号・交差点、交通規制の整備箇所

生活関連施設

- 鉄道駅
- 公的施設
- 教育・文化施設
- 保健・医療・福祉施設
- 公園・運動施設
- 商業施設
- その他施設(路外駐車場)

生活関連施設 継続/新規区分

- 新規追加施設
- 継続施設

※国土地理院「基盤地図情報」を加工して作成

4.整備項目、整備目標時期及び整備主体

(1) 鉄道駅舎等

■南海泉北線深井駅

整備項目	目標時期	整備主体
誘導案内情報施設の整備		
案内サイン等の改善		
統一されたフォント、ピクトグラム、カラーによる案内サイン等の改善	継続	交通
表示位置やふりがな表記の追加等の案内サイン等の改善・充実	継続	交通
誘導・警告ブロックの改善・適切な維持管理	継続	交通
設備・施設の改良		
路線図や運賃表の改善	継続	交通
舗装面の改善	継続	交通
駅の改良事業		
可動式ホーム柵の設置	短期	交通
その他ソフト事業		
必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催		
安全安心な利用のための接遇マニュアルの継続的な運用・更新	継続	交通
職員に向けた定期的な研修の実施	継続	交通
係員のサービス介助士資格の取得	継続	交通
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続	交通
音声案内や点字表示、文字情報等の多様な手段による情報提供の整備※	継続	交通
コミュニケーションボードや筆談器の運用と筆談対応可能表記の掲示	継続	交通
施設利用者に向けた施設の適正利用やマナーアップ等に関する広報啓発	継続	交通
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリー、合理的配慮に関する取組検討、実施	継続	交通

(2) 建築物等生活関連施設

整備項目	目標時期	整備主体
誘導案内情報施設の整備		
誘導・警告ブロック等の敷設位置等の改善	継続	施設
施設全体の案内サイン等の改善	継続	施設
多言語に対応した案内表示	継続	施設
その他ソフト事業		
必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催	継続	施設
商品や看板、駐輪のはみだしにより移動空間を阻害しないこと等への取組や啓発	継続	施設
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続	施設
音声案内や点字表示、文字情報等の多様な手段による情報提供の整備※	継続	施設
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリー、合理的配慮に関する取組検討、実施	継続	施設

(3) 道路等

整備項目		目標時期	整備主体
生活関連経路の改良（既設・新規）			
誘導・警告ブロックの敷設・改良	既設	継続	道路
	新規	中長期	
段差や横断勾配、舗装等の改善	既設	継続	道路
	新規	中長期	
電柱・柵・車止め等の移設・集約による有効幅員の拡大	既設	継続	道路・（公益）
	新規	中長期	
準生活関連経路における対策の検討		継続	道路・施設

(4) 信号・交差点、交通規制 ※整備箇所は図中の丸囲み地点

整備項目		目標時期	整備主体
既設信号の改良			
主要信号交差点における音響・音声信号化又は改良検討		中長期	公安
主要信号交差点における視覚障害者用道路横断帯（エスコートゾーン）の設置検討		継続	公安・（道路）
信号機及び横断歩道、一時停止線等の設置検討		中長期	公安

(5) 駅前広場

■南海泉北線深井駅 東側駅前広場・西側駅前広場

整備項目		目標時期	整備主体
誘導案内情報施設の整備			
主要施設案内図の設置・改良		継続	市
点字・音声誘導設備の設置・改良		継続	交通・市

(6) 公園

水賀池公園では、公園の機能強化と土地利用転換（民間活力の導入）を図った水賀池公園整備事業の取組が進められています。堺市移動等円滑化促進方針における取組として当事者参画の機会（堺市バリアフリー化推進協議）を確保し、バリアフリー化を推進します。

※「多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

※目標時期 「短期」：おおむね 5 年（令和 12（2030）年）以内に事業完了
「中長期」：令和 12（2030）年以降に事業完了
「継続」：整備目標期間の 5 年間を基本としつつ継続して取り組む事業

※整備主体
（ ）は連携が必要となる主な事業者

交通：公共交通事業者	施設：施設管理者
道路：道路管理者	公益：公益事業者
公安：公安委員会	市：堺市

堺市バリアフリー基本構想（改定版）【泉ヶ丘地区版】（概要）

I.整備対象地区の設定

1.バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定

交通バリアフリー法に基づく堺市交通バリアフリー基本構想において重点整備地区として定めた、「泉北高速鉄道泉ヶ丘駅周辺地区」を『泉ヶ丘地区』として改め、整備目標時期が到来していることや法改正により整備基準等が変化していること等を踏まえた見直しを行います。

2.生活関連施設及び生活関連経路の選定

(1) 生活関連施設の選定

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、公的施設、福祉施設その他の施設」のことであり、基本構想において生活関連施設として定めた施設は、バリアフリー化を図る必要があります。

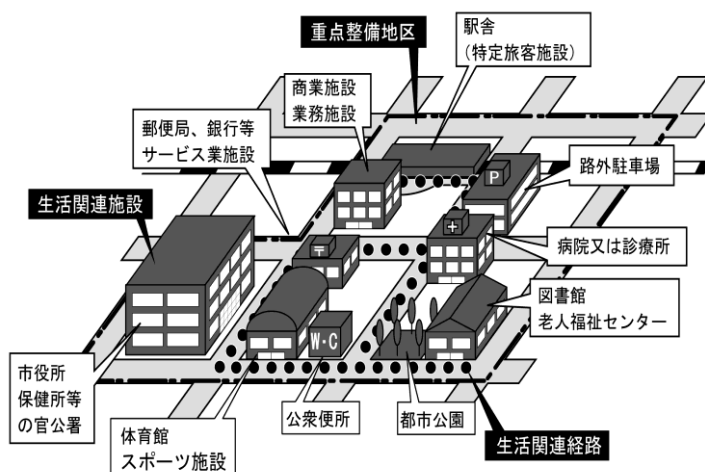
「泉ヶ丘地区」内やその周辺では、特定旅客施設であって中心的生活関連施設である南海泉北線泉ヶ丘駅のほか、生活関連施設の用途に該当する教育・文化施設や保健・医療・福祉施設、商業施設等が複数所在していますが、中でも公共性の高い施設、施設規模がおおむね 2,000 m²以上である建築物、駐車場の用に供する部分（駐車マス）の面積が 500 m²以上の路外駐車場等を生活関連施設として選定します。

(2) 生活関連経路の選定

バリアフリー法において、生活関連経路は「生活関連施設相互間の経路」と定められています。

「泉ヶ丘地区」では、平成 14（2002）年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」で定めた特定経路や準特定経路を基に、生活関連施設の立地等を踏まえた経路の追加や削除等の検討を行い、それぞれ生活関連経路、準生活関連経路として改めて定めます。

なお、準生活関連経路は、歩道の無い道路や適切な歩道空間の確保ができない道路、道路以外の経路（緑道等）において設定するものとし、自動車交通速度抑制策の実施等の安全対策を中心に実施する経路とします。

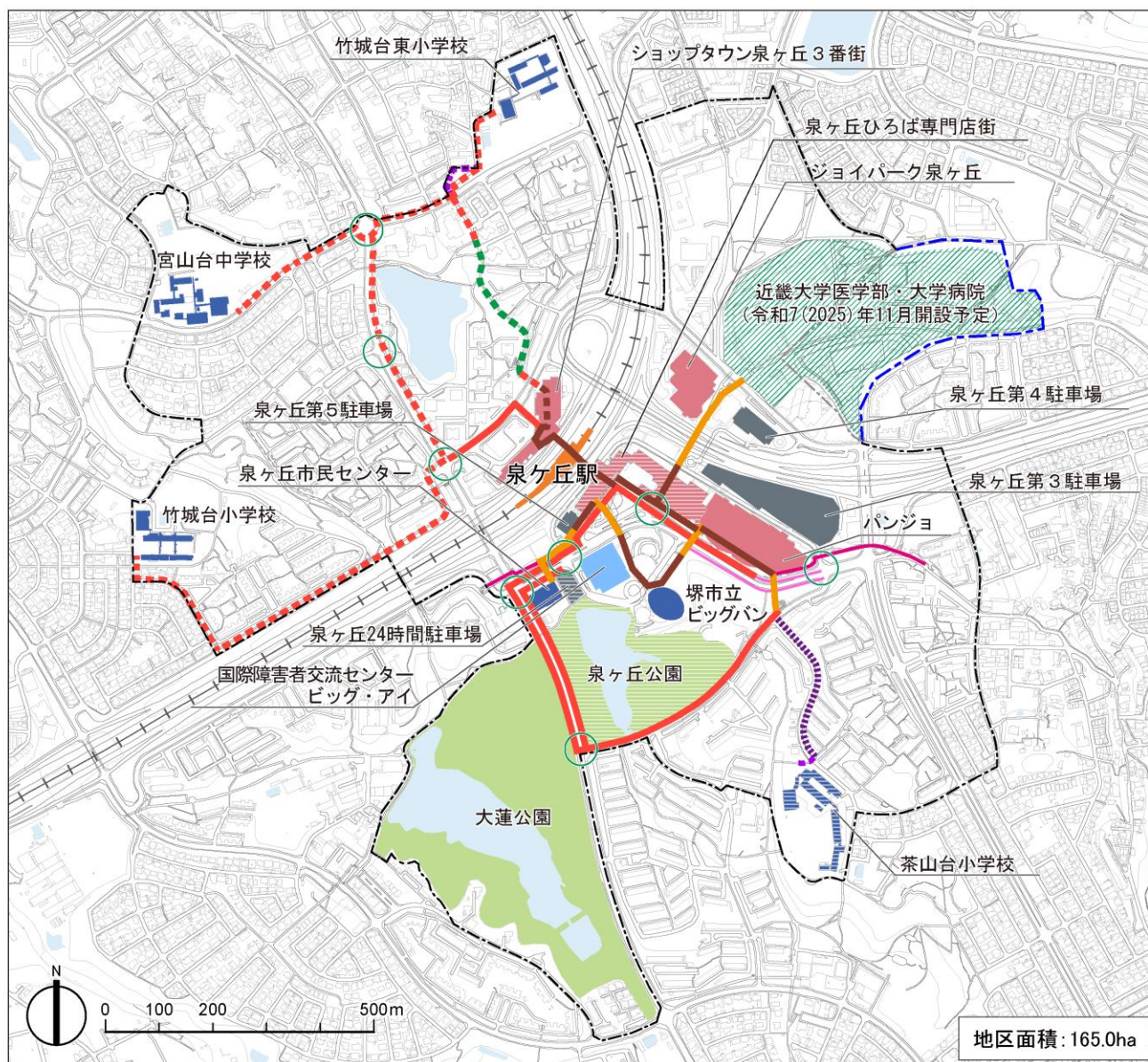


【重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路のイメージ図】

3.重点整備地区の設定

「泉ヶ丘地区」における重点整備地区は、平成 14（2002）年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」で定めた重点整備地区を基に、生活関連施設の立地を踏まえ、一部地域を見直します。

【泉ヶ丘重点整備地区】



凡例

重点整備地区

生活関連経路

生活関連経路(歩行者用デッキ)

生活関連経路(施設内通路)

準生活関連経路

準生活関連経路(施設内通路)

準生活関連経路(緑道、その他)

新規

重点整備地区

準生活関連経路

準生活関連経路(施設内通路)

交通バリアフリー基本構想

特定経路

特定経路(歩行者用デッキ)

信号・交差点、交通規制

信号・交差点、交通規制の整備箇所

生活関連施設

鉄道駅

公的施設

教育・文化施設

保健・医療・福祉施設

公園・運動施設

商業施設

その他施設(路外駐車場)

生活関連施設 継続/新規区分

新規追加施設

継続施設

4.整備項目、整備目標時期及び整備主体

(1) 鉄道駅舎等

■南海泉北線泉ヶ丘駅

整備項目	目標時期	整備主体
誘導案内情報施設の整備		
案内サイン等の改善		
統一されたフォント、ピクトグラム、カラーによる案内サイン等の改善	継続	交通
表示位置やふりがな表記の追加等の案内サイン等の改善・充実	継続	交通
誘導・警告ブロックの改善・適切な維持管理	継続	交通
設備・施設の改良		
路線図や運賃表の改善	継続	交通
舗装面の改善	継続	交通
駅の改良事業		
可動式ホーム柵の設置	令和 9 (2027) 年度	交通
その他ソフト事業		
必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催		
安全安心な利用のための接遇マニュアルの継続的な運用・更新	継続	交通
職員に向けた定期的な研修の実施	継続	交通
係員のサービス介助士資格の取得	継続	交通
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続	交通
音声案内や点字表示、文字情報等の多様な手段による情報提供の整備※	継続	交通
コミュニケーションボードや筆談器の運用と筆談対応可能表記の掲示	継続	交通
施設利用者に向けた施設の適正利用やマナーアップ等に関する広報啓発	継続	交通
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリー、合理的配慮に関する取組検討、実施	継続	交通

(2) 建築物等生活関連施設

整備項目	目標時期	整備主体
誘導案内情報施設の整備		
誘導・警告ブロック等の敷設位置等の改善	継続	施設
施設全体の案内サイン等の改善	継続	施設
多言語に対応した案内表示	継続	施設
その他ソフト事業		
必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催	継続	施設
商品や看板、駐輪のはみだしにより移動空間を阻害しないこと等への取組や啓発	継続	施設
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続	施設
音声案内や点字表示、文字情報等の多様な手段による情報提供の整備※	継続	施設
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリー、合理的配慮に関する取組検討、実施	継続	施設

(3) 道路等

整備項目	目標時期	整備主体
生活関連経路の改良		
誘導・警告ブロックの敷設・改良	継続	道路・（施設）
段差や横断勾配、舗装等の改善	継続	道路・（施設）
電柱・柵・車止め等の移設・集約による有効幅員の拡大	継続	道路・（公益）
準生活関連経路における対策の検討	継続	道路・施設

(4) 信号・交差点、交通規制 ※整備箇所は図中の丸囲み地点

整備項目	目標時期	整備主体
既設信号の改良		
主要信号交差点における音響・音声信号化又は改良検討	中長期	公安
主要信号交差点における視覚障害者用道路横断帯（エスコートゾーン）の設置検討	継続	公安・（道路）

(5) 駅前広場

■南海泉北線光明池駅 北側駅前広場・南側駅前広場

整備項目	目標時期	整備主体
誘導案内情報施設の整備		
主要施設案内図の設置・改良	継続	市
点字・音声誘導設備の設置・改良	継続	交通・市

(6) 公園

泉ヶ丘公園では、「ビッグバン及び泉ヶ丘公園基本計画」等の計画を踏まえ、バリアフリー化に向けた取組が進められています。堺市移動等円滑化促進方針にて定める当事者参画の機会（堺市バリアフリー化推進協議）を確保し、バリアフリー化を推進します。

整備項目	目標時期	整備主体
既設園路の段差や舗装面等の改善（大蓮公園）	継続	施設
スロープへの手すりの設置（大蓮公園）	継続	施設
誘導案内情報設備の整備		
音声案内や点字表示、文字情報等の多様な手段による情報提供の整備※（大蓮公園）	継続	施設
多言語に対応した案内表示・情報提供（大蓮公園）	継続	施設
設備・施設の改良		
バリアフリースイッチへのオストメイト対応設備の設置検討（大蓮公園）	中長期	施設

※「多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

※目標時期 「短期」：おおむね5年（令和12（2030）年）以内に事業完了
「中長期」：令和12（2030）年以降に事業完了
「継続」：整備目標期間の5年間を基本としつつ継続して取り組む事業

※整備主体
（ ）は連携が必要となる主な事業者
交通：公共交通事業者
道路：道路管理者
公安：公安委員会
施設：施設管理者
公益：公益事業者
市：堺市

堺市バリアフリー基本構想（改定版）【柁・美木多地区版】（概要）

I.整備対象地区の設定

1.バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定

バリアフリー法に基づく堺市バリアフリー基本構想において重点整備地区として定めた、「泉北高速鉄道柁・美木多駅周辺地区」を『柁・美木多地区』として改め、整備目標時期が到来していることや法改正により整備基準等が変化していること等を踏まえた見直しを行います。

2.生活関連施設及び生活関連経路の選定

(1) 生活関連施設の選定

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、公的施設、福祉施設その他の施設」のことであり、基本構想において生活関連施設として定めた施設は、バリアフリー化を図る必要があります。

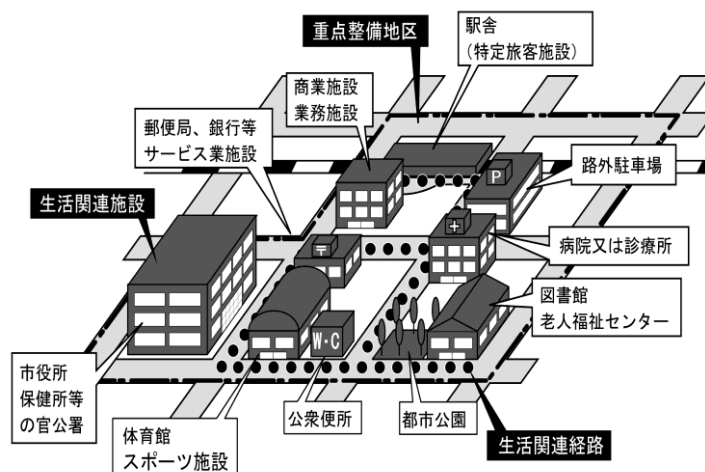
「柁・美木多地区」内やその周辺では、特定旅客施設であって中心的生活関連施設である南海泉北線柁・美木多駅のほか、生活関連施設の用途に該当する公的施設や教育・文化施設、保健・医療施設等が複数所在していますが、中でも公共性の高い施設、施設規模がおおむね 2,000 m²以上となる建築物、駐車の用に供する部分（駐車マス）の面積が 500 m²以上の路外駐車場等を生活関連施設として選定します。

(2) 生活関連経路の選定

バリアフリー法において、生活関連経路は「生活関連施設相互間の経路」と定められています。

「柁・美木多地区」では、平成 28（2016）年 3 月に策定した「堺市バリアフリー基本構想」で定めた生活関連経路や準生活関連経路を基に、最新の生活関連施設の立地等を踏まえた経路の追加や削除等の検討を行います。

なお、準生活関連経路は、歩道の無い道路や適切な歩道空間の確保ができない道路、道路以外の経路（緑道等）において設定するものとし、自動車交通速度抑制策の実施等の安全対策を中心に実施する経路とします。

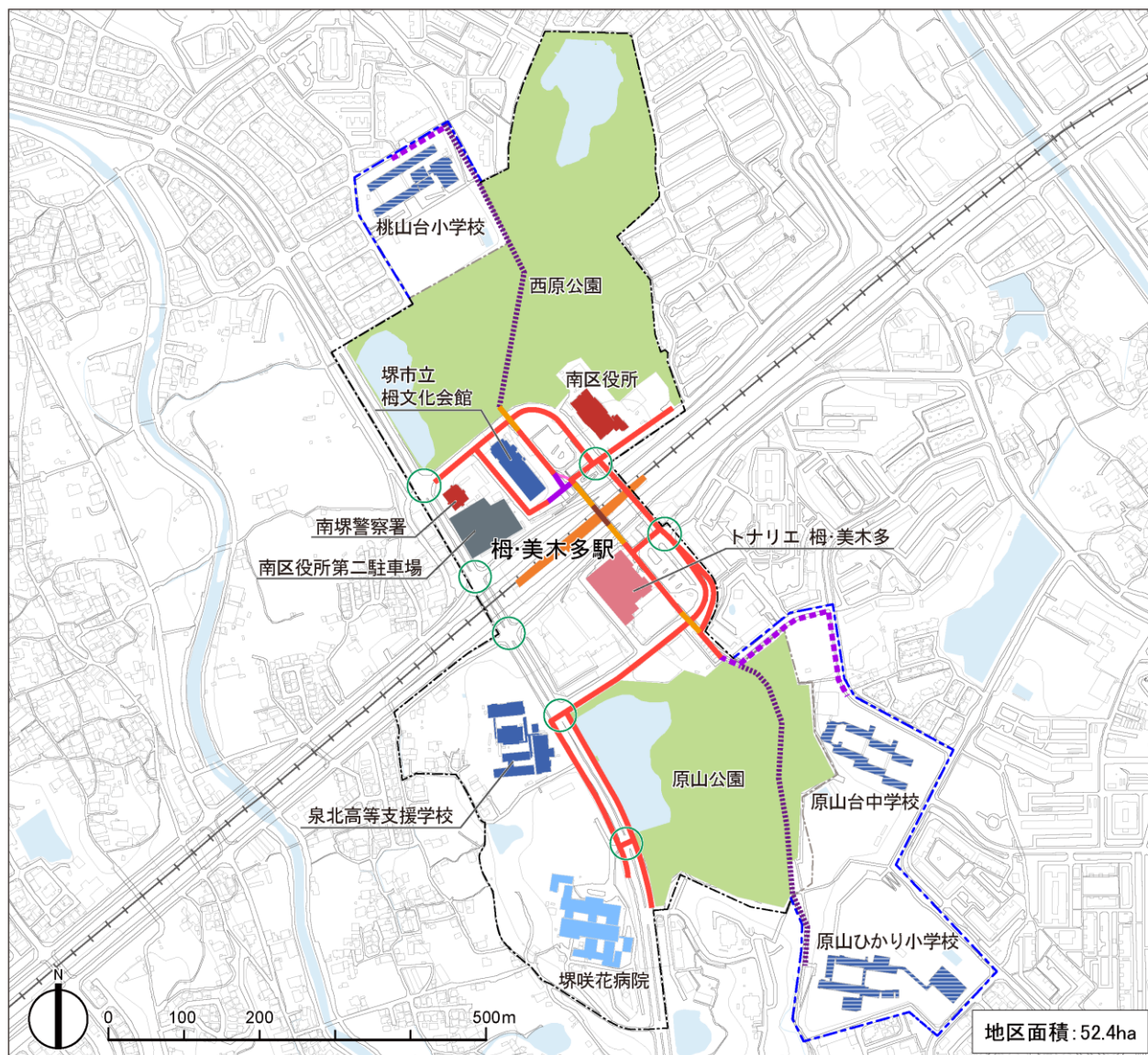


【重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路のイメージ図】

3.重点整備地区の設定

「柵・美木多地区」における重点整備地区は、平成 28（2016）年 3 月に策定した「堺市バリアフリー基本構想」で定めた重点整備地区を基に、生活関連施設の立地を踏まえ、一部地域を新たに編入します。

【柵・美木多重点整備地区】



凡例

重点整備地区

生活関連経路

生活関連経路(歩行者用デッキ)

生活関連経路(施設内通路)

新規

重点整備地区

生活関連経路

準生活関連経路

準生活関連経路(緑道、その他)

交通バリアフリー基本構想

特定経路

信号・交差点、交通規制

信号・交差点、交通規制の整備箇所

生活関連施設

鉄道駅

公的施設

教育・文化施設

保健・医療・福祉施設

公園・運動施設

商業施設

その他施設(路外駐車場)

生活関連施設 継続/新規区分

新規追加施設

継続施設

※国土地理院「基盤地図情報」を加工して作成

4.整備項目、整備目標時期及び整備主体

(1) 鉄道駅舎等

■南海泉北線母・美木多駅

整備項目	目標時期	整備主体
誘導案内情報施設の整備		
案内サイン等の改善		
統一されたフォント、ピクトグラム、カラーによる案内サイン等の改善	継続	交通
表示位置やふりがな表記の追加等の案内サイン等の改善・充実	継続	交通
誘導・警告ブロックの改善・適切な維持管理	継続	交通
設備・施設の改良		
路線図や運賃表の改善	継続	交通
舗装面の改善	継続	交通
駅の改良事業		
可動式ホーム柵の設置	短期	交通
その他ソフト事業		
必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催		
安全安心な利用のための接遇マニュアルの継続的な運用・更新	継続	交通
職員に向けた定期的な研修の実施	継続	交通
係員のサービス介助士資格の取得	継続	交通
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続	交通
音声案内や点字表示、文字情報等の多様な手段による情報提供の整備※	継続	交通
コミュニケーションボードや筆談器の運用と筆談対応可能表記の掲示	継続	交通
施設利用者に向けた施設の適正利用やマナーアップ等に関する広報啓発	継続	交通
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリー、合理的配慮に関する取組検討、実施	継続	交通

(2) 建築物等生活関連施設

整備項目	目標時期	整備主体
誘導案内情報施設の整備		
誘導・警告ブロック等の敷設位置等の改善	継続	施設
施設全体の案内サイン等の改善	継続	施設
多言語に対応した案内表示	継続	施設
その他ソフト事業		
必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催	継続	施設
商品や看板、駐輪のはみだしにより移動空間を阻害しないこと等への取組や啓発	継続	施設
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続	施設
音声案内や点字表示、文字情報等の多様な手段による情報提供の整備※	継続	施設
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリー、合理的配慮に関する取組検討、実施	継続	施設

(3) 道路等

整備項目	目標時期	整備主体
生活関連経路の改良		
誘導・警告ブロックの敷設・改良	継続	道路・（施設）
段差や横断勾配、舗装等の改善	継続	道路・（施設）
電柱・柵・車止め等の移設・集約による有効幅員の拡大	継続	道路・（公益）
準生活関連経路における対策の検討	継続	道路・施設

(4) 信号・交差点、交通規制 ※整備箇所は図中の丸囲み地点

整備項目	目標時期	整備主体
既設信号の改良		
主要信号交差点における音響・音声信号化又は改良検討	中長期	公安
主要信号交差点における視覚障害者用道路横断帯（エスコートゾーン）の設置検討	継続	公安・（道路）

(5) 駅前広場

■南海泉北線母・美木多駅 北側駅前広場

整備項目	目標時期	整備主体
誘導案内情報施設の整備		
主要施設案内図の設置・改良	継続	市
点字・音声誘導設備の設置・改良	継続	市

■南海泉北線母・美木多駅 南側駅前広場

整備項目	目標時期	整備主体
誘導案内情報施設の整備		
主要施設案内図の設置・改良	継続	市
点字・音声誘導設備の設置・改良	継続	交通・市

(6) 公園

整備項目	目標時期	整備主体
既設園路の段差や舗装面等の改善	継続	施設
階段への手すり・警告ブロックの設置（西原公園）	継続	施設
誘導案内情報設備の整備		
音声案内や点字表示、文字情報等の多様な手段による情報提供の整備※（西原公園・原山公園）	継続	施設
多言語に対応した案内表示・情報提供（西原公園）	継続	施設
設備・施設の改良		
バリアフリートイレへのオストメイト対応設備の設置検討（西原公園・原山公園）	中長期	施設

※「多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

※目標時期 「短期」：おおむね5年（令和12（2030）年）以内に事業完了
「中長期」：令和12（2030）年以降に事業完了
「継続」：整備目標期間の5年間を基本としつつ継続して取り組む事業

※整備主体
（）は連携が必要となる主な事業者
交通：公共交通事業者
道路：道路管理者
公安：公安委員会
施設：施設管理者
公益：公益事業者
市：堺市

堺市バリアフリー基本構想（改定版）【光明池地区版】（概要）

I.整備対象地区の設定

1.バリアフリー法に基づく基本構想策定地区の設定

交通バリアフリー法に基づく堺市交通バリアフリー基本構想において重点整備地区として定めた、「泉北高速鉄道光明池駅周辺地区」を『光明池地区』として改め、整備目標時期が到来していることや法改正により整備基準等が変化していること等を踏まえた見直しを行います。

2.生活関連施設及び生活関連経路の選定

(1) 生活関連施設の選定

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、公的施設、福祉施設その他の施設」のことであり、基本構想において生活関連施設として定めた施設は、バリアフリー化を図る必要があります。

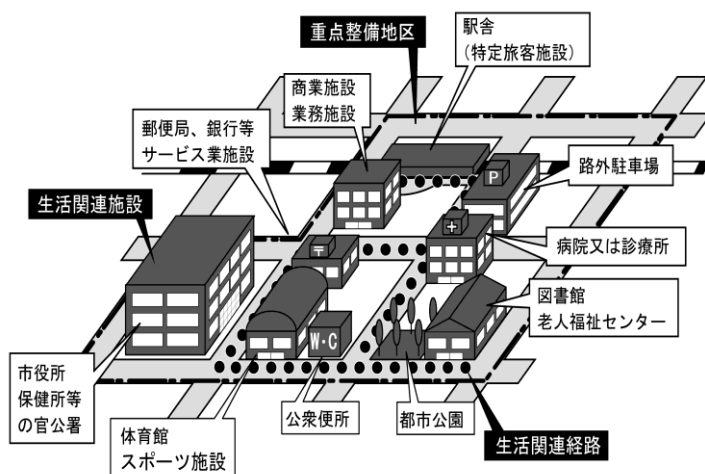
「光明池地区」内やその周辺では、特定旅客施設であって中心的な生活関連施設である南海泉北線光明池駅のほか、生活関連施設の用途に該当する教育・文化施設や保健・医療・福祉施設等が複数所在していますが、中でも公共性の高い施設、施設規模がおおむね 2,000 ㎡以上である建築物、駐車場の用に供する部分（駐車マス）の面積が 500 ㎡以上の路外駐車場等を生活関連施設として選定します。

(2) 生活関連経路の選定

バリアフリー法において、生活関連経路は「生活関連施設相互間の経路」と定められています。

「光明池地区」では、平成 14（2002）年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」で定めた特定経路や準特定経路を基に、生活関連施設の立地等を踏まえた経路の追加や削除等の検討を行い、それぞれ生活関連経路、準生活関連経路として改めて定めます。

なお、準生活関連経路は、歩道の無い道路や適切な歩道空間の確保ができない道路、道路以外の経路（緑道等）において設定するものとし、自動車交通速度抑制策の実施等の安全対策を中心に実施する経路とします。

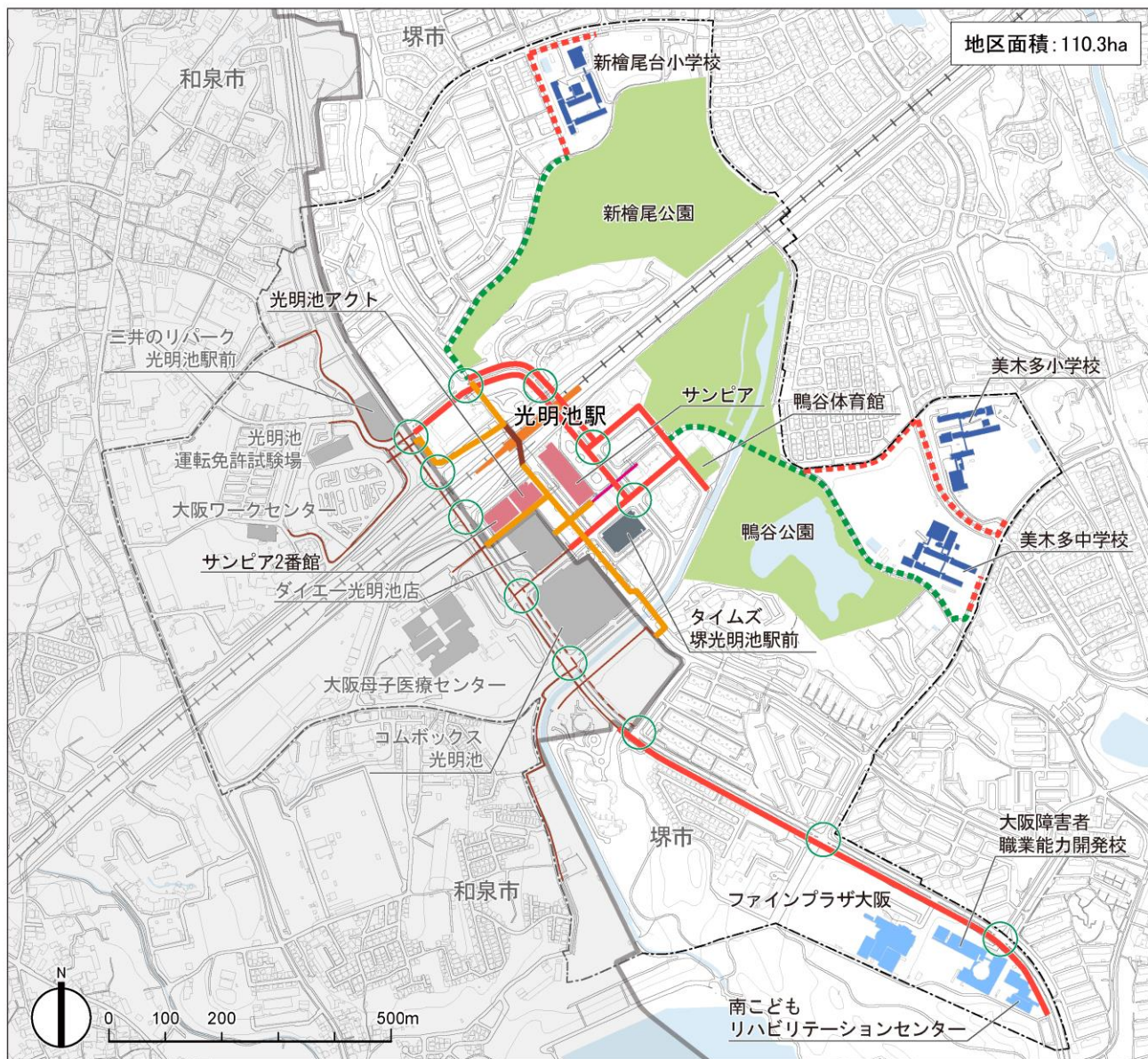


【重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路のイメージ図】

3.重点整備地区の設定

「光明池地区」における重点整備地区は、平成 14（2002）年度に策定した「堺市交通バリアフリー基本構想」で定めた重点整備地区を基に、生活関連施設の立地を踏まえ、一部地域を見直します。

【光明池重点整備地区】



凡例

- 重点整備地区
- 生活関連経路
- 生活関連経路(歩行者用デッキ)
- 生活関連経路(施設内通路)
- 準生活関連経路
- 準生活関連経路(緑道、その他)

交通バリアフリー基本構想

【堺市】
特定経路(歩行者用デッキ)

【和泉市】

- 重点整備地区
- 特定経路
- 準特定経路
- 関連施設

信号・交差点、交通規制

- 信号・交差点、交通規制の整備箇所

生活関連施設

- 鉄道駅
- 公的施設
- 教育・文化施設
- 保健・医療・福祉施設
- 公園・運動施設
- 商業施設
- その他施設(路外駐車場)

4.整備項目、整備目標時期及び整備主体

(1) 鉄道駅舎等

■南海泉北線光明池駅

整備項目	目標時期	整備主体
誘導案内情報施設の整備		
案内サイン等の改善		
統一されたフォント、ピクトグラム、カラーによる案内サイン等の改善	継続	交通
表示位置やふりがな表記の追加等の案内サイン等の改善・充実	継続	交通
誘導・警告ブロックの改善・適切な維持管理	継続	交通
設備・施設の改良		
路線図や運賃表の改善	継続	交通
舗装面の改善	継続	交通
駅の改良事業		
可動式ホーム柵の設置	短期	交通
その他ソフト事業		
必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催		
安全安心な利用のための接遇マニュアルの継続的な運用・更新	継続	交通
職員に向けた定期的な研修の実施	継続	交通
係員のサービス介助士資格の取得	継続	交通
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続	交通
音声案内や点字表示、文字情報等の多様な手段による情報提供の整備※	継続	交通
コミュニケーションボードや筆談器の運用と筆談対応可能表記の掲示	継続	交通
施設利用者に向けた施設の適正利用やマナーアップ等に関する広報啓発	継続	交通
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリー、合理的配慮に関する取組検討、実施	継続	交通

(2) 建築物等生活関連施設

整備項目	目標時期	整備主体
誘導案内情報施設の整備		
誘導・警告ブロック等の敷設位置等の改善	継続	施設
施設全体の案内サイン等の改善	継続	施設
多言語に対応した案内表示	継続	施設
その他ソフト事業		
必要な支援の理解や接遇向上のための研修等の開催	継続	施設
商品や看板、駐輪のはみだしにより移動空間を阻害しないこと等への取組や啓発	継続	施設
点字ブロック等への理解促進に関する取組や啓発	継続	施設
音声案内や点字表示、文字情報等の多様な手段による情報提供の整備※	継続	施設
その他、心のバリアフリーや情報のバリアフリー、合理的配慮に関する取組検討、実施	継続	施設

(3) 道路等

整備項目	目標時期	整備主体
生活関連経路の改良		
誘導・警告ブロックの敷設・改良	継続	道路・（施設）
段差や横断勾配、舗装等の改善	継続	道路・（施設）
電柱・柵・車止め等の移設・集約による有効幅員の拡大	継続	道路・（公益）
準生活関連経路における対策の検討	継続	道路・施設

(4) 信号・交差点、交通規制 ※整備箇所は図中の丸囲み地点

整備項目	目標時期	整備主体
既設信号の改良		
主要信号交差点における音響・音声信号化又は改良検討	中長期	公安
主要信号交差点における視覚障害者用道路横断帯（エスコートゾーン）の設置検討	継続	公安・（道路）

(5) 駅前広場

■南海泉北線光明池駅 北側駅前広場・南側駅前広場

整備項目	目標時期	整備主体
誘導案内情報施設の整備		
主要施設案内図の設置・改良	継続	市
点字・音声誘導設備の設置・改良	継続	交通・市

(6) 公園

整備項目	目標時期	整備主体
既設園路の段差や舗装面等の改善（新檜尾公園、鴨谷公園）	継続	施設
誘導案内情報設備の整備		
音声案内や点字表示、文字情報等の多様な手段による情報提供の整備※（新檜尾公園、鴨谷公園）	継続	施設
多言語に対応した案内表示・情報提供（新檜尾公園、鴨谷公園）	継続	施設

※「多様な手段による情報提供の整備」には、非常時のアナウンスや表示方法の検討・整備も含む

※目標時期 「短期」：おおむね 5 年（令和 12（2030）年）以内に事業完了
「中長期」：令和 12（2030）年以降に事業完了
「継続」：整備目標期間の 5 年間を基本としつつ継続して取り組む事業

※整備主体
（）は連携が必要となる主な事業者

交通：公共交通事業者	施設：施設管理者
道路：道路管理者	公益：公益事業者
公安：公安委員会	市：堺市